令和5年 第12回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和5年7月20日(木) 午後1時30分 場 所 川口市教育委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 点 呼
- 3 前回会議録の承認
- (1) 第11回川口市教育委員会定例会会議録
- 4 教育長報告 ——別添1 (1) 6月市議会定例会の概要について (2) 川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて 1 (3) 川口市立中央ふれあい館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて (4) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて - 3 ——当日1秘 (5) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について 5 協議事項 ——当日2秘 (1) 9月市議会案件について 6 議事 ——当日3秘 議案第87号 職員の人事について 議案第88号 川口市立中央ふれあい館運営審議会委員を委嘱することについて 4 議案第89号 川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員を委嘱することについて 5 議案第90号 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて 議案第91号 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて ——当日4秘 議案第92号 教職員の人事の内申について 議案第93号 令和5年度川口市部活動地域移行推進協議会委員を委嘱・任命する ことについて **—** 10
- 7 その他
- 8 閉 会

教育長報告(2)

川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて

公民館名	氏	名	委嘱年月日	条例第3条該当名	解嘱年月日
西川口公民館	富田	吉雄	令和4年7月1日	社会教育関係者	令和4年11月30日

教育長報告(3)

川口市立中央ふれあい館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて

氏 名	委嘱年月日	条例第3条該当名	解嘱年月日
永瀬 久光	令和4年8月1日	社会教育関係者	令和5年5月20日
鶴見 文治	令和4年8月1日	社会教育関係者	令和5年4月28日
田中良夫	令和4年8月1日	社会教育関係者	令和5年4月29日
神場 光昭	令和4年8月1日	知識経験者	令和5年3月31日

教育長報告(4)

川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて

(1) 川口市立舟戸小学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
鶴見 文治	令和4年4月1日	金山町町会長 元学校評議員	令和5年7月15日

議案第88号

川口市立中央ふれあい館運営審議会委員を委嘱することについて

川口市立中央ふれあい館運営審議会委員に次の者を委嘱するため、川口市立中央ふれあい館運営審議会条例(平成16年条例第20号)第4条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏 名	役職	条例第4条該当名
増田幸也	本町1丁目町会長	社会教育関係者
熊木 義尚	金山町町会長	社会教育関係者
天野 悦郎	川口1丁目町会長	社会教育関係者
永井 克昌	川口鋳物工業協同組合事務局長	知識経験者

2 任期

令和5年7月20日から令和6年7月31日まで令和5年7月20日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第89号

川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員を委嘱することについて

川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市立生涯 学習プラザ運営審議会条例(平成30年条例第80号)第4条の規定により議決を求 める。

令和5年7月20日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

1 委嘱をする者

氏 名	役職	再·新	条例第4条該当名
河井 徹	人権擁護委員	再	知識経験者
間中 浩之	公益財団法人川口市スポーツ協会 専務理事	再	知識経験者
加藤 一成	公益社団法人川口法人会副会長	再	知識経験者
千葉 彩香	川口市私立幼稚園協会会員	新	知識経験者
栗田 さつ子	保護司	再	知識経験者
長沢 英俊	川口市産業技術・技能者顕彰制度 審査委員会委員	再	知識経験者
平林 仁	川口市スポーツ推進委員 協議会会長	新	社会教育関係者
矢野 浩司	ボーイスカウトみなみ地区 川口支部役員	新	社会教育関係者
土屋 一美	NPO法人スポーツ・ サンクチュアリ・川口事務局長	再	社会教育関係者
西 いさ子	川口市婦人団体連絡協議会会長	新	社会教育関係者
渡辺 マサ子	生涯学習プラザ定期利用グループ 連絡協議会会員	新	社会教育関係者
若林 佐恵子	生涯学習プラザ定期利用グループ 連絡協議会会員	新	社会教育関係者
鳥海和子	生涯学習プラザ定期利用グループ 連絡協議会会員	新	社会教育関係者
子安章子	主任児童委員	新	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
小野寺 秀明	川口市青少年問題協議会会長	再	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

2 任期

令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

議案第90号

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

川口市スポーツ推進委員に次の者を委嘱するため、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項及び川口市スポーツ推進委員に関する規則(昭和38年教育委員会規則第1号)第3条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

地区名	氏 名	備考	
芝南公民館地区	土屋 隆宏	特技 卓球・ソフトボール	

2 任期

令和5年8月1日から令和7年3月31日まで

令和5年7月20日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第91号

川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

川口市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市学校運営協議会規則 (平成21年教育委員会規則第1号)第6条の規定により議決を求める。

令和5年7月20日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

1 委嘱をする者

※任期の開始は令和5年7月20日から

(1) 川口市立領家小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	三谷 清隆	元PTA会長	令和7年3月31日
2	飯田 奈苗	元PTA幹事長	令和7年3月31日

(2) 川口市立舟戸小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	熊木 義尚	金山町町会長	令和6年3月31日

(3) 川口市立南鳩ヶ谷小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	小松 勝三	前田自治会長	令和7年3月31日

(4) 川口市立西中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	坂下 明	PTA会長	令和7年3月31日

(5) 川口市立幸並中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	津田 宗宜	PTA会長	令和7年3月31日

議案第93号

令和5年度川口市部活動地域移行推進協議会委員を委嘱・任命することについて 川口市部活動地域移行推進協議会委員に別紙の者を委嘱・任命するため、川口市部活動地域移行推進協議会設置要綱第3条の規定により議決を求める。

令和5年7月20日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

1 委嘱・任命をする者

職名等	氏 名	所属	備考
委員長(学校教育部長)	中川 猛	学校教育部	再
委員(中学校長代表)	三浦 伸之	西中学校	新
委員(中学校体育連盟代表)	松田 隆幸	岸川中学校	再
委員(中学校文化部活動代表)	中根 隆弘	領家中学校	再
委員(中学校体育連盟競技部代表)	岡安 孝文	北中学校	新
委員(中学校体育連盟理事長)	大野 尭之	上青木中学校	新
委員(小学校長代表)	髙橋 眞一	上青木小学校	新
委員 (小学校体育連盟代表)	川端 浩司	本町小学校	新
委員(学校 P T A代表)	古川 九一	川口市PTA連合会	新
委員 (スポーツ協会代表)	安達 善一	川口市スポーツ協会	再
委員 (スポーツ協会代表)	伊藤 雅章	川口市スポーツ協会	新
委員 (スポーツ少年団代表)	田中 一光	川口市スポーツ少年団	再
委員 (スポーツ少年団代表)	中野 亨	川口市スポーツ少年団	再
委員 (スポーツ少年団代表)	大澤 靜香	川口市スポーツ少年団	新
委員(教育総務部生涯学習課長)	太田 晃	教育総務部	新
委員(教育総務部スポーツ課長)	内田 大輔	教育総務部	新
委員(学校教育部庶務課長)	小林 正明	学校教育部	新
委員(学校教育部学務課長)	寺田 和成	学校教育部	再
委員(学校教育部指導課長)	丸山 陽一	学校教育部	再
委員(学校教育部学務課主幹)	新保 友	学校教育部	新
委員(学校教育部指導課主幹)	池田 光伸	学校教育部	再

2 任期

令和5年7月21日から令和6年3月31日まで

6月市議会定例会の概要について

川口市教育委員会

一般質問質疑応答概要

(教育総務課)

<質問概要>

宇田川 好秀 議員(自民)

9 小学校体育館への空調機の設置について

<答弁概要>

(教育総務部長)

A 小学校52校の体育館に空調機を設置することについては、設備の導入費用及び設備の更新にかかる財源の確保が大きな課題と捉えている。

文部科学省の補助金については、一定の補助単価に体育館の延べ床面積を乗じて得た補助対象経費の2分の1が補助額となるが、補助単価は実工事単価の4割程度であり、補助額としては、実際の設置費用の2割程度となっている。

また、断熱性のない体育館については、補助の要件として、体育館の屋根及び壁、床など、断熱性確保のための改修工事を実施することが必要とされていることから、財源の確保は依然として大きな課題となっているところである。

こうしたことから、小学校体育館の空調機については、現時点において整備の計画はないが、今後、補助制度の更なる充実など国の動向や、設置率などについて注視していきたいと考えている。

益田 みなみ 議員(自民)

- 5 市内小中学校におけるトイレ環境の向上について
- ・トイレの洋式化及び乾式化について

(教育総務部長)

A 学校のトイレについては、「川口市学校施設長寿命化計画」において、生活環境の整備にあたり、洋式化を進めるとともに、衛生面の観点から乾式化を図ることとしている。

このことから、現在、トイレの全面改修工 事に合わせ、洋式化及び乾式化を進めている ほか、学校からの要望を踏まえ、洋式トイレ への部分改修を行っているところである。

今後についても、トイレ環境の向上を図っていきたいと考えている。

(要望)

子どもたちの健康と学びに関わる ことなので、トイレ環境の向上を進め てほしい。

牛嶋 宏一 議員(公明)

- 4 建設について
- (4) 小学校体育館の空調機設置について
- ・緊急防災・減災事業債を活用して空 調機の設置を行えるか

(教育総務部長)

A 緊急防災・減災事業債の活用は、財政負担の軽減につながるものと承知しているが、設備の新規導入時のみ活用が可能で、小学校52校の体育館に空調機を設置することについては、設備の導入費用及び設備の更新にかかる財源の確保が依然として大きな課題であると捉えているところである。

このことから、現時点において整備の計画 はないが、今後、地方に対する財政措置や補 助制度など、国の動向について注視していき たいと考えている。

一般質問質疑応答概要

(生涯学習課)

<質問概要>

<答弁概要>

江袋 正敬 議員(公明)

- 13 市民サービスについて
- (2) 陶芸窯の設置について

(教育総務部長)

A 陶芸窯については、上青木公民館に設置 しているが、他の公民館を含めた複数の陶芸 クラブが、日程調整を行いながら、適切に利 用いただいているものと認識している。

陶芸窯の新たな設置については、費用や場所、安全性の確保など課題があることから、陶芸クラブの活動状況や、陶芸窯の利用状況を踏まえながら、調査研究していきたいと考えている。

牛嶋 宏一 議員(公明)

- 4 建設について
- (2) 根岸公民館・根岸体育館の建替えについて

ア 工事予定について

(教育総務部長)

A 根岸公民館及び根岸体育館の建替えについては、今年度から令和6年度にかけて実施設計を行い、実施設計終了後、解体工事、擁壁工事、建設工事を順次実施する予定である。

(教育総務部長)

A 根岸公民館・根岸体育館については、根 岸体育館の敷地を主な建設地としている。

また、新たな施設の利用方法については、 利用者の皆様の利便性の確保を第一に検討 していきたいと考えている。

イ 施設利用のビジョンについて

・新施設の建設予定地と利用方法について

一般質問質疑応答概要

(中央図書館)

<質問概要>

杉本 佳代 議員(自民)

- 5 デジタル田園都市国家構想について
- (1) 神根地域に蔵書を持たない図書館の設置が可能か

<答弁概要>

(教育総務部長)

A 本市では、中央図書館をはじめ5か所の地域図書館に加え、文庫、分室において豊かな読書環境の提供に努めている。また、図書館に来館しなくても図書を借りることができる、電子図書サービスなどを令和4年10月より導入し、非来館型サービスも合わせて推進しているところである。

こうした中、現在、新たな図書館を設置することは難しい状況であるが、デジタル田園都市国家構想を踏まえた、蔵書を持たない新たな図書館について、調査、研究していきたいと考えている。

一般質問質疑応答概要

(スポーツ課)

<質問概要>

宇田川 好秀 議員(自民)

- 8 (仮称) 神根総合運動公園について
- (1) 整備方針について
- ・市民の意見を踏まえた今後の整備方 針とプールの市民利用について

(教育総務部長)

<答弁概要>

A パブリック・コメントや住民説明会では、現在の利用が継続できることを強く望む声が多くあったことから、各施設の利用団体等への説明会を開催するとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代が多様なスポーツや活動を実施できる運動公園となるよう、様々なご意見を踏まえ、今年度実施する基本設計の中で、全体の施設配置など検討していきたいと考えている。

また、プールの利用については、県の屋内 50m水泳場に変わることで、料金体系を含め、今までと異なる利用方法となることから、市民の皆様が現在のような利用を今後も継続できるよう県の事業者が決定次第、交渉を継続していきたいと考えている。

(2) 運動公園区域のさらなる拡張について

・生徒の安全を第一に北中学校の移転 を含めた運動公園区域の拡張につい て (教育総務部長)

A 運動公園区域のさらなる拡張は、スポーツ施設の充実につながるものと認識しているところである。

北中学校の移転については、学校用地の確保など、様々な課題があることから、まずは、運動公園の整備に伴い、特に登下校時の安全確保のため、公園区域内での歩行空間の確保や近隣道路の交差点改良など、今年度行う基本設計の中で検討していくとともに、周辺の土地を含めた運動公園区域の拡張を視野に

入れ、関係部局と連携して調査研究していき たいと考えている。

江袋 正敬 議員(公明)

- 3 スポーツ等について
- (1) 川口でプロ野球の試合開催について
- ・プロ野球の試合を誘致してほしい

- (2) 市内プール施設の障害者団体割 引制度について
- ・障害者の団体利用時においても割引してほしい

(教育総務部長)

A 青木町公園総合運動場野球場でイースタン・リーグ公式戦を開催する場合に、防球ネットの高さに課題があったため、飛球シミュレーション調査を行ったところである。

その結果、球場周辺の住宅や交通の安全を確保するためには、内野については最大50m、外野については最大40mの高さの防球ネットで球場を囲み、さらには、6基の照明灯のうち2基を移設する必要があり、施設整備には多大な費用を要し、その財源確保が大きな課題であると捉えている。

このことから、プロ野球公式戦の開催は難 しいものと考えているが、将来的な施設全体 の整備計画の中で、地方球場でのプロ野球の 開催状況などについて調査研究していきた いと考えている。

(教育総務部長)

A スポーツセンターのプール施設の団体利用については、プールのレーンの一部または全部を一つの団体のみが利用できるため、団体の構成にかかわらず同一の使用料で利用いただいている。

その一方では、障害者及びその介護者が、 スポーツ施設を利用いただく際の個人使用 料については、2分の1に相当する額を減額 しているところである。

こうしたことを踏まえて、障害者団体の団 体使用料を減額することは難しいものと考 えているが、他の自治体の状況も参考にしな がら調査研究していきたいと考えている。

(要望)

個人も団体も同じ手帳をお持ちの 方々である。調査研究をして少しでも 前に進めるよう要望する。

最上 祐次 議員(青嵐)

- 5 体力づくりについて
- (1) (仮称) 神根総合運動公園のスケートボード広場の設置について
- ・オリンピック正式種目のスケートボードの施設を設置してほしい

(教育総務部長)

A 運動公園の整備にあたっては、限られた 面積や各種法規制の中で、これまでの利用形態を基に複数の競技やグラウンドを集約することにより、子どもから高齢者まで幅広い 世代が様々なスポーツや活動を実施できるよう、検討を進めていく。

そうした中、新たなスケートボード広場の 設置については、整備場所の確保など課題が あることから、全体の整備計画を踏まえ、調 査研究していきたいと考えている。

後藤 留美 議員(公明)

- 6 地域問題について
- (3) 江川運動広場におけるメリケントキンソウの駆除について
- ・メリケントキンソウが広がらないように駆除してほしい

(教育総務部長)

A 江川運動広場において、メリケントキン ソウが生息していることを確認したところ である。

この植物は、一年草でトゲを持った種子をつけるため、運動広場を安全に利用していただけるよう、効果的な駆除の時期や方法など、関係部局と連携を図りながら対応していきたいと考えている。

奥富 精一 議員(自民)

- 1 一部外国人の不法行為について
- (3) 不法行為、ルール違反の防止と共生への具体策について
- ク スポーツ少年団への参加について
- ・中東系の住民が日本のルールや習慣を身につけるよう、子どものころから スポーツ少年団へ参加するようにし てほしい

飯塚 孝行 議員(自民)

- 9 地域の課題について
- (3) 赤井少年サッカー場について・平日昼間で空いている時間の貸し出しについて

(教育総務部長)

A スポーツ少年団においては、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的として活動しており、中東系をはじめとする外国籍の子ども達においても、活動を通してスポーツマンシップを学ぶことは、日本のルールや慣習を身につける上で、有効な手段の一つであると考えられるところである。

本市では、市ホームページにより各少年団やその活動場所を周知しているところであるが、今後、加入などの相談についても、スポーツ少年団と連携を密にし、丁寧な対応に努めていきたいと考えている。

(教育総務部長)

A 赤井少年サッカー場の地元町会など各団体の利用については、申請及び予約方法、使用料や使用条件等の内容について詳細に検討しており、出来る限り早期に施設利用できるよう準備を進めていきたいと考えている。

牛嶋 宏一 議員(公明)

- 4 建設について
- (1) 埼玉県屋内50m水泳場建設に 係る(仮称)神根総合運動公園につい て
- ア 工事予定について
- ・屋内50m水泳場と運動公園の工事 予定について

イ 既存施設の利用期限について

ウ 施設利用のビジョンについて ・プールを含め、整備完了後の施設利 用のビジョンについて

(教育総務部長)

A 県の屋内50m水泳場については、PF I事業として進められており、令和5年5月12日に入札公告がなされ、設計・建設期間を、事業契約締結の日から令和9年3月31日までとし、令和9年7月1日に供用開始予定となっている。

本市において実施する、北スポーツセンタ 一及び神根西公民館を含む運動公園整備に ついては、県の水泳場の供用開始に合わせ、 令和6年1月から解体工事、令和7年度から 整備工事に着手する予定である。

(教育総務部長)

A 既存施設の利用については、北スポーツ センター及び神根西公民館は令和5年11 月末まで、野球場及び町会グラウンドは令和 5年12月末まで、その他の各施設について は、令和6年12月末までを予定している。

(教育総務部長)

A 屋外運動施設については、限られた面積 や各種法規制の中で、これまでの利用形態を 基に、複数の競技やグラウンドを集約するこ とにより、子どもから高齢者まで幅広い世代 が、様々なスポーツや活動を実施できるよう 検討を進めていく。

また、プールの利用については、県の屋内 50m水泳場に変わることで、料金体系を含め、今までと異なる利用方法となることから、市民の皆様が現在のような利用を今後も

継続できるよう、県の事業者が決定次第、交
渉を継続していきたいと考えている。
19年 神田がしてくいるだいと考えてくいる。

一般質問質疑応答概要

(庶務課)

<質問概要>

江袋 正敬 議員(公明)

- 2 熱中症対策について
- (2) 学校体育館夜間利用時のエアコン使用について

(学校教育部長)

<答弁概要>

A 中学校体育館におけるエアコン使用については、授業や部活動等の学校教育活動と、近隣住民への避難所開設時に限定しているところである。

現在、社会教育団体等の利用時におけるエアコン使用は想定していないが、今後の社会情勢や部活動の地域移行、さらには他自治体の状況等を参考に、関係部局と調整しながら調査研究をしていく。

- 8 オンライン化について
- (2) 学校への欠席届のオンライン化の現状と今後について

(学校教育部長)

A 既に多くの学校でオンラインによる欠 席届が導入され、保護者の利便性の向上が図 られている。

今後は、オンライン化を導入していない学校に対して、積極的に導入するよう働きかけていく。

木岡 たかし 議員(新風)

- 10 これからのPTAの在り方と 教育予算について
- (1) 本来、学校予算で支出すべき費用 を P T A が負担していることについて

(学校教育部長)

A 学校ごとにばらつきはあるものの、各校においてPTAからの寄附を受け入れており、寄附の内容としては、教育活動を標準以上に、より充実させるために使用されているものと認識している。

その中に本来、学校予算で購入すべき物品 等があるとすれば、それは学校予算で賄うべ きものと考えている。

(2) 学校予算で支出すべき事項について精査をすることについて

(学校教育部長)

A PTAからの寄附物品等について学校 予算で対応すべきものかどうかの精査につ いては、今後、関係部局と調整を行い、正確 な実態把握に努めていきたいと考えている。

(3) 学校予算の抜本的増額について

(学校教育部長)

A 抜本的な学校予算の増額については、限 られた財源の中で難しいところではあるが、 引き続き予算の確保に努め、適正な学校運営 が図られるよう取り組んでいく。

杉本 佳代 議員(自民)

- 9 (仮称)公立中学校入学準備資金 貸付制度創設について
- (2) (仮称)入学準備資金貸付制度の 創設について
- ・市立中学校入学時の一時的な出費に 対する負担を軽減させるための銀行 貸付による貸付制度を創設できない か

(学校教育部長)

A 議員指摘の、中学校入学時における、一時的な保護者負担についての家計への影響は決して小さくないものと感じているところである。

そのような中、入学時に準備していただく ものについては、各学校において、保護者の 負担なども配慮したうえで選定していると ころである。

議員提案の銀行貸付による入学準備資金 貸付制度の創設については、既存の奨学資金 貸付制度において新たなメニューとして追 加できるかなど、金融機関と協議を行なって いく。

(要望)

準要保護世帯には、中学校入学時に 就学援助の新入学用品費として4万 7,400円が支給されているとのこ とだが、全く足りていない。また、準 要保護世帯でなくても大変だと感じ ている世帯は多いと聞き及んでいる ので、来年度から入学準備貸付制度が 始められるようにしっかりと取り組 んでいただきたい。

松浦 洋之 議員(自民)

- 1 登下校時を含む子どもの安全確保について
- (2) 小中学校の警備体制について
- ・警備員の配置を含む学校内での安全 確保について

(学校教育部長)

A これまで本市においては、児童生徒の在校中に不審者侵入による重大な事案は発生していない。これは学校や通学路をはじめとした防犯カメラの設置などにより、不審者を近づけさせない効果によるものと考えている。

議員提案の警備員の配置については、財源の確保も難しいことから、各学校や地域の状況に応じて地域人材と協働し、校内における子どもたちの見守りを行うこと等についても調査研究していく。

一般質問質疑応答概要

(学務課)

<質問概要>

板橋 博美 議員(共産)

- 6 一人ひとりの子どもの成長を最 優先にできる職場環境の改善を
- (1) 教員が安心して教育者の誇りをもって働ける条件整備を
- ア 本市の教員配置状況について
- (ア) 新年度の教員配置について
- ・年度当初における教員の不足数につ いて

(イ) 年度途中の代替について

・病休・育休等の代替教員の配置について

イ 長時間労働について

<答弁概要>

(学校教育部長)

A 全国的に教員不足の中ではあるが、児童 生徒の教育を充実させるためには、教員の確 実な配置が重要である。

しかしながら、本市において、今年度当初は、加配を除く定数分の県費負担教員について、未配置は8名となっている。

(学校教育部長)

A 年度途中における病休・育休等の代替教員の配置状況は日々変わるが、現在、病休・育休者等の総数に対し、概ね15%が未配置の状況となっている。

今後も、教育活動の充実に向けて、県教育 委員会と連携を図り、一日も早く、代替教員 が配置できるよう引き続き努めていく。

(学校教育部長)

A 本市の教職員の長時間労働の現状について、令和4年度の時間外在校等時間の1 か月の平均は、小学校で33時間39分、中学校で43時間17分である。

本市の取り組みとしては、川口市学校負担 軽減委員会において働き方改革事例集を作 成・配付するなどし、各学校と教育委員会が 一体となって、職場環境の改善に取り組んで いるところである。

ウ 教員確保に向けた県への働きか けについて

・「川口市ペーパーティーチャー相談 会」の実施を踏まえた県への働きかけ について

杉本 佳代 議員(自民)

- 12 休職等の代替教員について
- ・代替教員の確保と県費負担の臨時的 任用教員について

(学校教育部長)

A 教員の確保は、教育活動の充実や職場環境の改善に向けての前提となるものである。

本市で実施した「川口市ペーパーティーチャー相談会」の参加者には、短時間の勤務を希望する者も数多くいた。

このようなことも踏まえ、臨時的任用教員 の短時間勤務など多様な任用形態の工夫と ともに、多くの新採用教員の配置等、教員の 確保に向け、県教育委員会に引き続き、要望 していく。

(教育長)

A 現在、各小中学校における休職などの代替教員の確保については、難しい現状がある。このことから本市では昨年度に引き続き、教職に就いていない教員免許状保有者等を対象とした「川口市ペーパーティーチャー相談会」を実施するなど、教員不足の解消へ向けて取り組んでいく。

また、議員指摘のとおり、欠員を補充する ための県費の短時間勤務制度がないため、市 費の会計年度任用職員で補充している現状 があり、人材を探すことだけではなく、予算 面でも大変苦慮している。

ついては、県費の臨時的任用教員が短時間 でも勤務ができる制度等、多様な任用形態の 導入の工夫をするよう、県教育委員会へ強く 働きかけていく。

牛嶋 宏一 議員(公明)

- 3 教育について
- (1) 教員の業務内容と労働時間について

(2) 教員不足の原因と対策、職場環境 改善について

(学校教育部長)

A 教員は授業以外にも、教材研究、成績処理、学級事務、会議、生徒指導、保護者対応、登下校指導、部活動指導などの業務を行っており、状況に応じて時間外の業務となる場合がある。

各学校が毎月調査している時間外在校等時間、いわゆる超過した労働時間について、令和4年度における教職員の1か月の平均は、小学校で33時間39分、中学校で43時間17分である。

(学校教育部長)

A 教員不足の原因として、産休・育休取得者の増加や、臨時的任用教員のなり手不足等が挙げられる。

本市においては、教員確保を目的として、 令和5年1月に、「川口市ペーパーティーチャー相談会」を実施した。相談会を受けて、 本年度5名の方が臨時的任用教員等で勤務 している。

また、職場環境改善については、川口市学校負担軽減委員会において、現場の声が反映された働き方改革事例集を作成・配付するなどし、各学校と教育委員会が一体となって、改善に取り組んでいるところである。

一般質問質疑応答概要

(指導課)

<質問概要>

宇田川 好秀 議員(自民)

10 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について

(1) 不登校特例校の設置について

<答弁概要>

(市長)

A これからの社会を支える人材を育成するために、全ての児童生徒が学ぶことのできる教育環境の充実を図ることが重要であり、私は市長就任以来、本市のリーディング校である川口市立高等学校の設置、さらに、附属中学校を併設することで将来を担う人材の育成に積極的に取り組んできた。他にも、県内初の夜間中学である芝西中学校陽春分校を開校し、年齢や国籍に関わらず、卒業資格の取得や学び直しを支援してきた。

一方、不登校児童生徒数が年々増加し、本 市においてもその数は約1,000名となっ ている。

将来自己実現を図り、社会を支える人材となる子どもたちが、学び、人と関わる機会が失われていることは、大変大きな問題であると捉えている。今まさに学齢期である15歳までの不登校児童生徒に対する教育の機会を確保し、更に、進路選択や社会的自立に向けた児童生徒への支援を拡充させる必要がある。このような中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に基づく不登校特例校の設置は有効な手段であるとの考えに至った。

このことから、不登校特例校の設置に向けて検討をはじめるように、教育委員会に指示を出したところである。

今後も、不登校支援のみならず、「さらなる選ばれるまち川口」の宝である子どもたちを誰一人取り残さない教育の充実に、鋭意取り組んでいく考えである。

(教育長)

A 本市では、全国平均に比べ不登校児童生徒の割合は低いものの、学校数が多いことから不登校児童生徒の絶対数も多くなることが課題となっている。

そこで、国が推進するCOCOLOプランの具現化に向け、オンラインによる学習の支援に加え、今年度新たに、適応指導教室の朝日教室の増設や、校内の居場所として校内教育支援センターほっとルームをモデル校に設置した。また、保護者とともに不登校を考える会における中学生と保護者への進路説明会の実施、更には、子ども教育相談を改編して、親子で教育相談・学習支援が実施できるよう体制を整備してきた。

今後は、不登校特例校の設置検討の中で、 不登校を経験した生徒も多く在籍している 夜間中学や市立高等学校定時制課程との連 携も視野に入れながら、芝園の教育研究所を 不登校対策の拠点とし、より実行性のある不 登校対策を推進していく。

江袋 正敬 議員(公明)

(2) 不登校児童生徒への具体的な支

・COCOLOプランの具現化に向け

た本市の不登校対策について

援策について

- 2 熱中症対策について
- (1) 熱中症対策について
- エ 通学時の熱中症予防対策と熱中 症警戒アラートが発令された場合の 対応について

(学校教育部長)

A 学校における熱中症対策については、常に天候や児童生徒の活動状況に注意を払い、 予防行動を徹底することが大切だと捉えている。 通学時の熱中症予防対策については、登下 校中の水分補給や帽子着用の推奨、中学校で の体育着による通学など、各学校で天候の状 況に応じた対策を行っている。

また、熱中症警戒アラートが発令された場合は、屋外での運動を原則中止する等、より 徹底した予防行動をとるよう、各学校へ周知 しているところである。

- 5 教育について
- (1) 不登校支援の推進について

ア 「保護者と共に不登校を考える 会」へのカウンセラーやスクールソー シャルワーカーの活用について (学校教育部長)

A 「保護者と共に不登校を考える会」は、 不登校児童生徒の保護者等を対象とし、児童 生徒の社会的自立への一助とすることを目 的に、年3回開催している。内容としては、 不登校についての意見交換や専門家からの 助言などであり、教育研究所のカウンセラー やスクールソーシャルワーカーも参加して いる。

今後は、「保護者と共に不登校を考える会」 においてカウンセラーやスクールソーシャ ルワーカーの専門性を活かした積極的な活 用に努め、不登校に悩む保護者への支援のよ り一層の充実に努めていく。

イ スペシャルサポートルームの全 小中学校の設置について

(教育長)

A スペシャルサポートルームは、国のCO COLOプランに校内教育支援センターと して位置づけられているものであり、誰もが 安心して学べる場や居場所を設けることは、 不登校児童生徒の支援策のひとつとして、大 変有効であると認識している。

スペシャルサポートルームについては、本年4月より市内小中学校9校をモデル校として「ほっとルーム」という名称で設置を進めている。「ほっとルーム」は、家庭と教室

の中間に位置づけられる校内の居場所として、既にモデル校から成果が報告されている。

今後は不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のひとつとして、全校にスペシャルサポートルームの設置を目指していく。

ウ オンライン指導できる指導体制 の確立について

(学校教育部長)

A オンラインを活用した学習支援については、市内小中学校では自宅や校内の別室等でも学ぶことができるよう、児童生徒一人ひとりの実態に応じGIGAスクール端末を活用した授業のオンライン配信を行っている。また、本市で導入した学習支援ソフトやインターネット上のICT学習教材を利用し、個に応じた学びの支援を行っている。

今後も、ICTを活用して、全ての不登校 児童生徒が学びにアクセスできる学習環境 の構築に努めていく。

エ 自宅やスペシャルサポートルーム等での学びを、確実に学校での成績 に反映させることについて

・高校進学を支援するために、学びを 成績に反映させることについての現 在の状況と今後の取り組み

(学校教育部長)

A 不登校児童生徒の学習意欲や自己肯定 感を高め、自立を支援するためには、学校外 の学びについても適切に評価することが重 要であると捉えている。

現在、市内中学校において、生徒や保護者と連携し、可能な限り学びの成果を評価し、 高校進学につながる支援を行うとともに、県 公立高校の入試における、不登校生徒を対象 とした特別な選抜制度についても周知を行っているところである。

引き続き、不登校生徒の学習を適切に評価 し、一人ひとりの自立に向けた寄り添った支 援ができるよう、各学校を指導していく。 オ 不登校特例校の設置について

(市長)

A 私は市長就任以来、「弱いところに光を あてる」ことをモットーに市政運営に取り組 んできた。

教育においては、平成31年に県内初の夜間中学である芝西中学校陽春分校を開校し、さらに、国籍や年齢を問わない、学びの場を提供してきた。

一方、コロナ禍で不登校児童生徒数が急激に増加し、令和3年度には全国で24万人を超え、その後も増加しているとの報道があった。その中で4万6千人もの児童生徒が学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けておらず、将来、社会を支える子どもたちの学びの機会が失われていることは、大変大きな問題であると危惧している。

多様化している一人ひとりの課題に対応 し、高校に進学して学ぶための基礎学力や人 間関係を構築するコミュニケーション能力 を身につけることが必要である。

そこで、社会的自立に向けた支援を行う場として、不登校特例校が大変有効な手段であるとの考えに至り、教育委員会に対して不登校特例校の設置に向けた検討をはじめるように指示したところである。

(学校教育部長)

A 議員指摘のとおり、「いじめゼロサミット」の内容をより多くの児童生徒に広げることは、いじめ予防に向けて大変有効であると捉えている。

現在「いじめゼロサミット」は、7月・1 2月の年2回開催しており、代表児童生徒が 参加し、そこで学んだことを生かして自校の いじめ撲滅活動の中心として取り組んでい るところである。

(2) いじめ予防教室の拡充について ・「いじめゼロサミット」の内容を各 学校に広めることで、各学校でのいじ め予防の取り組みにつなげることは いかがか 今後については、「いじめゼロサミット」のオンライン配信や配布した映像等のデータを各学校が授業等で活用し、内容について、より多くの児童生徒が共有できるよう、工夫していく。

(学校教育部長)

(3) 実用英語技能検定費用の助成について

A 本市では、令和3年度より、GTECスコア型英語4技能テストを中学校第2学年の全生徒に対して実施しており、生徒は自分の英語運用能力を把握することができる。また、英語科教員は、生徒のスコア結果を基にした指導力向上研修を通して、授業改善に取り組み、生徒の英語力そのものを伸ばす支援にもつなげている。

英検等の資格が公立高校の入学者選抜に おいて加点されることは承知しているが、議 員質問の英検を受験するための費用の助成 については、予算面等の課題もあることか ら、現段階では難しいものと考えている。

- 9 子ども施策について
- (2) 子どもの自殺対策について ア 子どものSOSを受け止められ る大人を増やす取り組みについて

(学校教育部長)

A 子どものSOSを受け止めていくために、本市の学校では、教員と児童生徒の信頼関係の構築、関係機関との連携等、児童生徒が悩みを相談できる体制づくりを行っている。また、家庭や地域への様々な相談窓口の周知や、長期休業前に教育委員会や校長からのメッセージの発信をしている。

今後も、児童生徒の悩みに対し、学校や地域の多くの大人が相談を受け止められる体制づくりを進めるとともに、命を大切にする児童生徒の育成に積極的に取り組んでいく。

イ RAMPSの取り組みについて

(学校教育部長)

A 議員提案のRAMPSなどのICTの活用については、児童生徒の不安や悩みの把握に有効であると認識している。

現在、各学校においては、児童生徒へのきめ細やかな観察に加え、児童生徒の不安や悩みの早期発見・早期解決のために、アンケートを定期的に実施している。

今後は、RAMPSについて研究していく とともに、 GIGAスクール端末を活用し たアンケートの実施について検討し、児童生 徒の心や体調の変化の早期発見に努めてい く。

板橋 博美 議員(共産)

- 1 地方自治体として憲法を守り平和と人権を遵守すること
- (2) 「核兵器のない世界」を実現する ために
- ウ 広島・長崎の平和式典等へ子ども たちを派遣すること

(学校教育部長)

A 児童生徒の広島・長崎への派遣については、既に実施している各種の派遣事業もあることから、新たな事業の実施は難しい状況である。

引き続き、児童生徒が平和の大切さについて考える授業の充実に向け、学校訪問や研修の機会を通して指導していく。

- 5 学校通学路での交通事故から子 どもたちを守る対策について
- (1) 通学路の点検状況と改善について

(学校教育部長)

A 通学路の安全点検により各学校から報告があった危険箇所については、速やかに関係部局へ通学路の安全対策に基づいた環境整備について依頼し、改善後の状況を見届けることで、通学路の安全確保を進めていると

ころである。

今後も引き続き、安全確保に向けて関係部局と連携を図り、改善状況の把握に努めていく。

(学校教育部長)

A 各学校では、年間を通じた点検により通 学路の安全を確保しているところである。教 育委員会としては、各学校から危険箇所の報 告を随時受けることにより、通学路の実態把 握に努めている。

今後も、学期はじめや学期末などの機会を 捉え、年間を通じて各学校と連携を図り、通 学路の安全確保に努めていく。

(2) 教育委員会として年度途中の実態把握を

(要望)

教育委員会として、通学路の危険箇 所が改善されるまで積極的に関わっ てほしい。

最上 祐次 議員(青嵐)

- 3 教育について
- (1) 埼玉県学力・学習状況調査のタブレット活用について
- ア 今年度実施の状況について

(学校教育部長)

A 今年度の埼玉県学力・学習状況調査の実施方法については、タブレット端末等を使用した実施か、従来通りの紙媒体での実施かを自治体ごとに選択している。

昨年度、県からの依頼で実施した、タブレット端末等による接続確認調査の結果、多くの学校で調査問題への接続に不安定な状況が見られたことから、本市では、今年度は、確実に行える紙媒体での調査を選択し、実施したところである。

イ 次年度実施の予定について

(学校教育部長)

A 次年度の埼玉県学力・学習状況調査は、 調査を実施する県内の全小中学校において、 タブレット端末等を使用した調査の予定と なっていることから、本市でも、GIGAス クール端末を活用して実施する予定である。

(2) 統合前の市立高等学校 3 校及び 現在の宿泊研修施設について ア これまでの最大収容人数

(学校教育部長)

A 旧市立3校の合宿所における収容人数については、川口総合高校の「わかくさ会館宿泊研修室」が6室120名、川口高校の「にいしお館宿泊研修室」が8室168名、県陽高校の「陽春会館宿泊研修室」が2室124名であり、最大収容人数は川口高校の168名であった。

イ 現在の最大収容人数

(学校教育部長)

A 現在の川口市立高等学校の宿泊施設については、アリーナ棟に宿泊部屋が4室あり、収容人数は156名である。

(3) 川口市立高等学校入学生の市内

外の割合について

(学校教育部長)

A 令和5年度川口市立高等学校全日制入 学者については、入学者数401名のうち市 内生が154名で約4割、市外生が247名 で約6割である。市内生が占める割合の内訳 としては、理数科が45%、普通科が43%、 スポーツ科学コースが18%である。

木岡 たかし 議員(新風)

- 9 子育て支援策について
- (3) 教材費の無償化について

ア 教材費の精査を

(学校教育部長)

A 教材費等の保護者の負担軽減を図るこ

とは、本市として重要な課題であると捉えている。

教材費については受益者負担の観点から、 購入したものが児童生徒に返ることを基本 として、精査するよう、市立学校長会議等を 通じて指示している。コピー用紙等の学校配 当予算で購入すべき教材等については、教材 費等の調査をもとに適切に指導していく。

イ 教材費に予算措置を

(学校教育部長)

A 義務教育である小中学校の教育費を全て無償化すべきという意見があることは把握している。

しかしながら、教材費を無償化することについては、予算上の課題が大きいことから、現状においては難しいものと考えている。

今後も教材費における保護者の負担軽減 に努めていく。

(再質問)

9(3)について、教材費の精査は、学校ごとに差が生じないよう、学校ではなく教育委員会が行うべきではないか。

また、コピー用紙等を学校配当予算 で購入するよう指導するのであれば、 学校配当予算を増やすべきではない か。

(学校教育部長)

A コピー用紙等学校配当予算で購入すべきものについては、既に教育委員会で基準を示しているところではあるが、今後更に基準の精査を行い、それをもとに各学校に指導をしていく。

また、学校配当予算の増額については、他 の事業に係る予算との調整も必要なことか ら、今後、調査研究をしていく。

杉本 佳代 議員(自民)

- 9 (仮称)公立中学校入学準備資金 貸付制度創設について
- (1) 入学準備にかかる保護者負担額 について

(学校教育部長)

A 市立中学校の入学準備にかかる保護者 負担であるが、各学校から共通で準備をお願 いしているものとして、制服、体育着、ジャージ、上履き、通学カバンなどがあり、購入にかかる費用は、一人あたり平均6万5,00円程度と把握している。

(要望)

6万5千円とのことだが、実際には 部活動で使うユニフォームなどもっ と多くの費用がかかると思われる。現 状、準要保護世帯には、中学校入学時 に就学援助の新入学用品費として4 万7,400円が支給されているとの ことだが、全く足りていない。また、 準要保護世帯でなくても大変だと感 じている世帯は多いと聞き及んでい るので、来年度から入学準備貸付制度 が始められるようにしっかりと取り 組んでいただきたい。

- 10 川口市立高等学校及び附属中学校の更なる取り組みについて
- (1) 川口市立高等学校の大学進学状況について

(学校教育部長)

A 川口市立高等学校の4年制大学進学者数については、令和3年度は478名の卒業生のうち373名、比率にして78%の生徒が進学した。また、令和4年度においては、卒業生474名のうち389名が4年制大学に進学し、比率は82%に上昇した。

国公立大学等への合格者数については、開校年度である平成30年度卒業生は8名であったが、現在は40~50名が合格しており、最難関国立大学への合格者も輩出し始めているところである。

(学校教育部長)

A 学力向上のための施策については、学習環境の充実を図るため、授業のサポートと機

- (2) 学力向上のための施策について
- ・人材配置等について

材管理を行うICT支援員を1名、自習室で 学習補助を行う外部講師を2名配置してい る。あわせて英語圏出身の講師を10名CI Rとして配置し、質の高い英語教育実践のた めの環境を整備している。

また、生徒一人ひとりが自身の興味・関心に基づいて探究活動を行う「課題研究」では、 お茶の水女子大学を始めとする連携大学から派遣される専門講師の指導を受け、質の高い学習を進めるなど、県内トップ校を目指した学力向上を校内全体で推進しているところである。

(学校教育部長)

A 市内通学者と市外通学者の比率について、令和5年度川口市立高等学校全日制の生徒数が1,191名、そのうち市内通学者は548名、全体の46%である。

また、市外通学者は643名、うち、さいたま市からの通学者が市外通学者の44%を、戸田市からの通学者が市外通学者の13%を占めている。

なお、令和6年度より附属中学校生徒が高校へ進学予定であることから、高校に通う市内生の比率は増加する見込みである。

(学校教育部長)

A 中高一貫校では、6年間にわたる計画 的・継続的な教育により、高校入試の影響を 受けずに、ゆとりをもって生徒を把握・育成 することで、より生徒の優れた才能や個性を 発見して、伸ばしていくことが期待される。

川口市立高等学校附属中学校は、この利点を生かし、科学技術の発展を支える理系人材の育成を目指したステム教育や、常駐する英語圏出身の教員と、授業以外の場面でも触れ

(3) 市内通学者の比率及び市外通学者の状況について

(4) 附属中学校の特色ある教育内容 について

合える環境を生かした英語教育、専門知識や幅広い教養をバランスよく身に付ける教養教育など、附属中学校ならではの特色ある充実した教育が展開されている。

(教育長)

A 中高の連携を深める取り組みとしては、 中学と高校の教員相互で授業見学を行うな ど、各教科で校種を超えた学力向上の研究を 進めている。また、中学3年生の授業の一部 を高校教員が担当することで中高の接続を 円滑にし、附属中学校ならではの専門的な学 びを深めることを可能にしている。

なお、附属中学校の募集人数を増やすことについては、教室数などの施設面や高校入試時における募集人数とのバランス等に課題もあるが、今後は実施可能な具体的条件について調査研究を進めていく。

後藤 留美 議員(公明)

(5) 附属中学校と市立高等学校の連

携で学力向上につなげることについ

・中高連携の取り組みと募集人数を増

3 教育について

やすことについて

- (1) 部活動の地域移行について
- ・受験などで保護者等が不安を感じる ことがないよう、正確な情報提供を 行うことについて

(学校教育部長)

A 部活動の地域移行を円滑に進めていく 上で、保護者や地域の方々に対して正確な情報を伝えることは、大変重要であると認識している。

県公立高等学校入学者選抜における部活動等の成績の取り扱いについては、現時点で変更はないが、今後、地域移行に関連して変更が生じた際には、速やかに周知していく。

また、今後は、部活動の地域移行について、ホームページ等も活用して、迅速かつ広く周知し、保護者の方々が不安を感じることがないように努めていく。

- (2) 進学の際に不利にならない取り組みについて
- ・欠席日数によって入試で不利になら ないことを周知してほしい

- (3) 学校図書館の整備充実について
- ・学校図書館への新聞の配備を推進し てほしい

(要望)

新聞の早期配備を要望する。

奥富 精一 議員(自民)

- 1 一部外国人の不法行為について
- (3) 不法行為、ルール違反の防止と共生への具体策について
- カ 外国人に対する学校教育現場の 状況について

(学校教育部長)

A 埼玉県教育委員会より、令和2年度以降、埼玉県公立高等学校入学者選抜において、「出席状況を評価しないこと」との通知が発出されており、今年度も令和5年4月7日付の通知にて、全ての埼玉県公立高等学校へ周知されたところである。

中学校での欠席日数が、県公立高校の入学 者選抜で不利にならないことについて、今 後、進路説明会や進路だより等を通して、改 めて保護者への周知を徹底するよう、市内中 学校に対して指導していく。

(学校教育部長)

A 学校図書館に新聞を配備し、図書館資料の整備充実を図ることは、学校図書館の情報センター、学習センターとしての機能を果たす上で、重要であると認識している。

今後も、学校図書館の整備充実に向け、新聞を含めた図書館資料を、バランスよく配備することについて、7月に行う司書教諭や学校図書館司書の研修において改めて周知していく。

(学校教育部長)

A 日本語指導が必要な外国人児童生徒の中には、言語や文化の違いから、行動面や学習意欲の面など指導に困難な状況が生じる

こともある。このことから適切な日本語指導を行い、基礎学力を定着させることは、外国 人児童生徒の学校生活への適応や日本のル ール、慣習を身に付ける上で、大変重要であ ると認識している。

各学校においては、児童生徒の実態に応じて日本語指導に関わる特別の教育課程を編成し、日本語指導教員が中心となって、個に応じた指導を行い、全ての授業の基盤となる日本語の習得や基礎学力の定着に努めているところである。

ふじしま ともこ 議員(共産)

- 5 障害児・者に優しい行政を
- (1) インクルーシブ教育について ア 小中学校の取り組みについて
- ・具体的な施策について

(学校教育部長)

A 小中学校では、学校の教育活動全体を通して、障害のあるなしに関わらず共に学び合える教育を推進しており、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習や、個別の指導計画に基づき個に応じた指導を行っている。

教育委員会では、一人ひとりのニーズに応 える支援体制構築のため、特別支援教育支援 員や特別支援学級等補助員の増員、医療的ケ アを行う看護師の配置を進めている。

イ インクルーシブ教育の周知について

・インクルーシブ教育について保護 者、地域へ広く周知してほしい

(学校教育部長)

A インクルーシブ教育を広く周知するために、教職員研修等を通して、市の条例を含め最新の情報を提供し、教職員への理解促進を図っているところである。

保護者や地域に対しては、各学校で行っている、支援籍学習や交流及び共同学習などの参観や取り組みを紹介するなど、教育活動を通してインクルーシブ教育の周知につなげ

ている。

(2) 特別支援学級の全校設置を急ぐこと

(学校教育部長)

A 市内の特別支援学級の設置については、 令和6年度に、前川東小学校、南鳩ヶ谷小学 校、幸並中学校に新設を予定しており、これ により設置率は約72%になる。

引き続き、対象児童生徒数の推移、学校施設等の状況を考慮するとともに、適正規模、適正配置を目指し、全校設置も含め、計画的に設置を進めていく。

(3) 肢体不自由児のための学校設置 について

・ 開校の目途について

(学校教育部長)

A 肢体不自由特別支援学校の設置については、所管する県教育委員会と定期的に、具体的な課題の整理、解決に向けて協議を行っているところである。

しかしながら、現在のところ、設置の実現 も含め開校時期については、未定である。

引き続き、特別支援学校の設置に向け、県との協議を継続していく。

益田 みなみ 議員(自民)

- 3 子どもたちを危険から守る取り 組みについて
- (1) 見守りサポーターが校内で活躍できる体制づくりについて

(教育長)

A 子どもたちの安全安心な環境を整える ためには、多くの人の目で見守ることが大変 重要であると認識している。

現在、子どもたちの登下校などでは、スクールガードの方をはじめとした、地域の方々の協力を得ながら見守り活動が行われており、見守る目が増えることで、防犯や交通安全において成果をあげている。

校内においても、安全安心な学校生活を守

るために、議員提案の見守りサポーターが校内で活躍できる体制づくりの必要性を強く感じている。人の目が増えることによる抑止力の向上や学校と地域の連携強化などの効果が考えられることから、各学校や地域の状況に応じて、地域人材を見守りサポーターとして活用する制度の創設に向けた具体的な調査研究を進めていく。今後も、学校と家庭、地域が一体となって、子どもたちを見守る体制づくりに鋭意努めていく。

- 4 消費者教育・金融経済教育の充実について
- ・専門家が作成したプログラムを取り 入れた早期からの消費者教育・金融経 済教育について

(学校教育部長)

A 児童生徒にとって早期より計画的な金 銭管理の必要性や金融の働き等を理解する ことは、より豊かな生活やよりよい社会づく りに向けて主体的に行動できる態度を養う 上で重要であると認識している。

現在、学校では、発達段階に応じて、金銭の使い方や消費者の権利と責任など、消費者教育・金融経済教育の基礎的な知識について家庭科や社会科を中心に学習している。

今後、更なる消費者教育・金融経済教育の 質の向上に向けて、金融機関等の専門家が作 成したプログラムについても研修会等で紹 介していく。

松浦 洋之 議員(自民)

- 4 地域防災について
- (2) 小学校授業でのハザードマップ の活用について

(学校教育部長)

A 小学校では、社会科や総合的な学習の時間などに、ハザードマップの活用や地域防災マップの作成など、教科横断的な学習活動を通して、児童が災害時に自らの安全を確保する行動がとれるよう防災教育を行っている。

議員提案の専門家による出前授業につい

ては、学習内容の理解を深めることにつながることから、出前授業の実践例について教職 員研修において周知していく。

今後も、児童が様々な災害の危険性について理解し、命を守る力を身につけ、自ら安全な行動がとれるよう指導していく。

- 5 自転車のマナーについて
- (1) 市内児童・生徒への自転車指導について
- ヘルメット着用について

(学校教育部長)

A 学校では、自転車乗車時における交通ルールの遵守について、交通安全教室や保健体育科における「交通事故の防止」の学習など、発達段階に応じながら定期的・継続的な指導をしており、登下校や部活動などの学校教育活動においてはヘルメットの着用が徹底されている。

一方で、放課後や休日など家庭・地域の生活の中では、着用が不十分な状況が見受けられ、重大な交通事故に発展することも憂慮される。

ヘルメット着用については、子どもたちの 命を守るためにも、社会全体で取り組むべき 課題であるため、保護者に対しても、意識の 啓発を行っていく。

小山 ちほ 議員(れいわ)

- 1 誰もが安心して生活できる環境づくりについて
- (2) 不登校対策について

ア 不登校を未然に防止する取り組みについて

・初期段階への支援について

(学校教育部長)

A 不登校を未然に防ぐために、各学校では、ステップルーム等の教室以外の居場所を 設置する工夫を行っている。

教育委員会としては、本年度4月より市内 9校の小中学校において、校内教育支援セン ター「ほっとルーム」を設置するモデル事業 を開始した。

また、学校外においては市内3か所の公民 館を活用した、学習支援も可能な子ども教育 相談事業に取り組んでいるところである。

今後も学校内外に居場所をつくり、不登校 の未然防止に努めていく。

- イ 不登校児童・生徒への支援につい て
- (ア) 適応指導教室の施設の拡充
- ・公民館を利用した適応指導教室の拡 充について
- (学校教育部長)

A 公民館の活用については、今年度、市内 3か所で行っている子ども教育相談におい て、学習支援を追加し、不登校支援の充実を 図っている。

議員提案の公民館活用の拡充については、時間の設定や予算・人員の確保といった課題もあることから子ども教育相談の利用状況を見極め研究していく。

- (イ) 夜間に受け入れ可能な適応指導 教室の設置
- ・夜間中学の施設を利用した適応指導 教室の設置を

(学校教育部長)

A 現在、適応指導教室では、起立性調節障害等の理由がある場合には、児童生徒の実態に合わせて午後の時間帯で受け入れを実施している。

議員提案の夜間中学の施設を活用した受け入れ時間の拡充については、教室の調整、通学時の安全性、人員の確保等、管理上の課題があることから難しいものと考えている。

(3) 通級指導教室における巡回指導について

(学校教育部長)

A 児童生徒や保護者の負担軽減の観点等から、通級による指導における巡回指導も有効な手立ての一つであると認識している。

現在、本市では、指導時間の確保や教室環境等を総合的に勘案し、自校通級及び他校通級を実施しているところである。

巡回指導については、国や県の動向を注視

するとともに、本市の実態に即した有効性に ついて研究していく。

(4) 特別支援学級について ア 学校の選択制について

(学校教育部長)

A 本市における特別支援学級の基本学区は、対象となる児童生徒の住所により定められており、原則、児童生徒は定められた基本学区の特別支援学級に入級することになっている。

基本学区以外の特別支援学級を選択できるようにすることは、地元とのつながりの希薄化や災害時の安全面の確保といった課題があることから、難しいものと考えている。

イ 補助員の配置数について

(学校教育部長)

A 特別支援学級等補助員については、特別 支援学級に在籍する児童生徒数や学級数等 に応じて配置しており、毎年配置人数を増や しているところである。

今後とも、特別支援学級設置校の教育的ニーズに応じた、特別支援学級等補助員の適正配置に努めていく。

ウ 教員の専門性の向上について

(学校教育部長)

A 特別支援学級担当者の専門性を向上させることは、特別支援学級に在籍する児童生徒の資質・能力を確実に伸ばすという観点から、大変重要であると認識している。

現在、本市では、特別支援教育に関する 様々な研修会を通じて指導力向上に努めて いるところである。また、県教育委員会が主 催する免許法認定講習を各学校に周知する ことで、特別支援学校教諭免許状の保有率向 上にも取り組んでいるところである。 エ 特別な支援を必要とする児童・生 徒への配慮について

(学校教育部長)

A 児童生徒一人ひとりの特性を理解し、適切な支援を行うことは、資質・能力を確実に伸ばす観点から重要であると認識している。

特別な支援を必要とする児童生徒への配慮については、各学校において、長所を含めた児童生徒の実態や指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画を作成し、適切な支援に努めているところである。

- (5) 特別支援学校について
- ア 川口特別支援学校の児童・生徒の 過密化について
- (ア) 教室の過密化解消に向けた取り 組み状況

(学校教育部長)

A 川口特別支援学校の過密化解消は、児童 生徒一人ひとりに合ったよりよい学びの場 を提供する視点から、重要であると捉えてい る。

県立特別支援学校の教育環境の整備については、その所管が県教育委員会にあることから、特別支援教育に関する協議会等の機会において、引き続き働きかけていく。

(イ) 過密化するスクールバスの添乗 員体制

・スクールバスの添乗員の増員について

イ 市立小・中学校との交流及び共同 学習について

(学校教育部長)

A 県立特別支援学校のスクールバスの運用についても、その所管が県教育委員会にあることから、利用する児童生徒やその保護者の声を県教育委員会へ伝えていく。

(学校教育部長)

A 市立小中学校の児童生徒と川口特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習については、近隣の小中学校との間で行っており、互いに多様性を尊重する心を育むことができる、大変意義のあるものと捉えている。

今後も学校の実情に応じ、交流及び共同学 習を実施し、共生社会の形成に向けたインク

ルーシブ教育を推進していく。 (学校教育部長) ウ 特別支援学校の設置について A 本市としては候補地とした旧芝園中学 ・知的障害特別支援学校と肢体不自由 校には肢体不自由特別支援学校の設置を県 特別支援学校の併設について に対して要望しているところである。 また、知的障害特別支援学校の過密化解消 の必要性については認識していることから、 議員提案の肢体不自由特別支援学校と併設 する案についても、所管する県教育委員会に 伝えていく。

令和5年6月市議会定例会

一般質問質疑応答概要

(学校保健課)

<質問概要>

宇田川 好秀 議員(自民)

- 11 学校給食について
- (1) 給食センターの整備について

<答弁概要>

(教育長)

A 給食センターの整備については、給食の 提供を続けながら現在の敷地内で建て替え ることは困難であるため、新たな用地を確保 して整備する必要があると考えている。

当面は老朽化による施設の不具合により、 給食を停止することがないよう計画的に修 繕しながら、建設用地の早急な確保に努めて いく。

議員指摘の今後の児童生徒数の動向等を 踏まえた整備については、少子化や施設の老 朽化などを見据え、施設の運営や整備に関し て総合的に検討していきたいと考えている。

(要望)

子どもたちに安全安心な給食を提供するためにも、一刻も早い給食センターの整備をお願いする。

(2) 川口産農産物の利用推進について

(学校教育部長)

A 川口産農産物の利用推進については、身近な地域の農産物を学校給食に利用することで、子どもたちが農産物のことだけでなく、地域の生産者を知ることにつながり、食べ物を大切にする心を育むことができるものと考えている。

令和5年度は新たな取り組みとして、川口 産のしょうがやほうれん草を原材料として 使用したウインナーを、6月と7月の献立で 提供する予定である。

今後についても、川口産農産物の利用を推 進し、子どもたちと生産者がともに喜びを分 かち合える学校給食となるよう努めていく。

江袋 正敬 議員(公明)

- 2 熱中症対策について
- (1) 熱中症対策について
- ウ 学校への冷水機の設置について

(学校教育部長)

A 冷水機を設置するには、衛生面から水道 管に直結する工事が必要になり、多額の費用 が見込まれるため現時点で実施は難しいも のと認識しているところである。また、水道 水は毎日学校で水質検査を行っているため 安全に飲用することが可能であり、脱水症状 が見られる場合は、学校に保存してある経口 補水液などで水分補給を行っている。気温が 高い時期は飲用量が増えることから、学校を 通じて保護者へ必要量を持参するようにお 願いしていく。

木岡 たかし 議員(新風)

- 9 子育て支援策について
- (2) 学校給食費の無償化について

(学校教育部長)

A 無償化の実施には、年間22億円程度の 財源を安定的かつ恒久的に確保し続けてい くことが課題であり、現時点で実現は難しい ものと認識しているところである。

なお、6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、学校給食の実施 状況や地方自治体による無償化の現状について調査する方針が示されていることから、 調査結果に基づく国の動向を注視していく。

杉本 佳代 議員(自民)

- 11 学校給食の充実について
- (1) 給食を作る際のルールについて

(学校教育部長)

A 本市の学校給食は、国で定める衛生管理 の基準、マニュアル等を踏まえ、安全安心な 学校給食の実施に努めているところである。

他にも、学校給食を作る際のルールについては、野菜類は少なくとも水で3回洗う、湿度や気温が高く食中毒の発生しやすい6月から9月は給食室での加工をできるだけ避けるなどがある。

厳しい基準に基づいた調理を行い、児童生 徒が安心して食べられるよう、給食に従事す る職員全員で取り組んでいく。

(学校教育部長)

A 安全安心で美味しい学校給食を作るためには、これまで行ってきた取り組みに加え、児童生徒が関心を持ち、喜んでもらえる献立を増やすことも重要である。

コロッケに関しては、学校給食では定番の 献立として活用されている。冷凍保存が可能 なため、農家の方の負担も減ることから、議 員提案の地域産物を活用したコロッケを積 極的に取り入れていきたいと考えている。

地域のものを取り入れることで、ふるさと 川口をもっと好きになってもらえるよう、取 り組んでいく。

(2) より美味しい給食を作るための 施策について

後藤 留美 議員(公明)

- 2 子育て支援について
- (2) 市立学校における日本スポーツ 振興センターの共済掛金無償化について

(学校教育部長)

A 共済掛金については、独立行政法人日本 スポーツ振興センター法により、児童生徒等 の保護者から徴収する旨の定めがあるため、 現時点で無償化は難しいものと考えている。 なお、経済的理由によって困難な場合は、 徴収しないことができる定めがあることか ら、要保護、準要保護家庭については、市が 共済掛金全額を負担している。保護者から徴 収する場合も、市が全額負担する場合も、加 入の意思確認が必要であることから、学校を 通じて制度の主旨を理解いただけるよう働 きかけていく。

ふじしま ともこ 議員(共産)

- 4 子どもと地域を健やかに育てる 学校給食について
- (1) 給食費無償化を実施すること

(学校教育部長)

A 無償化実施のためには、多額の財源を安定的かつ恒久的に確保し続けていくことが課題であり、現時点で実現は難しいものと認識しているところである。

なお、6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、学校給食の実施 状況や地方自治体による無償化の現状について調査する方針が示されていることから、 調査結果に基づく国の動向を注視していく。

(2) 学校給食への地元農産物のさらなる活用を

(学校教育部長)

A 学校給食への地元農産物の活用については、生産者や農協の協力のもと、全ての小中学校での活用に努めている。

これまで、川口産のじゃがいも、だいこん、 ぼうふうなどの野菜や川口産のいちごを使 用したゼリーを提供したところである。

今後については、限られた生産量・生産時期であっても安定して提供できる食品に加工するなどし、地元農産物の活用を推進していく。

牛嶋 宏一 議員(公明)

- 2 福祉について
- (1) 子育て政策について
- ア 給食費の無償化について

(学校教育部長)

A 本市で無償化を実施する場合、年間22 億円程度の財源が必要であると試算しているところである。実現には、多額の財源を安定的かつ恒久的に確保し続けていくことが課題であり、現時点では無償化は難しいものと認識しているところである。

なお、6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、学校給食の実施 状況や地方自治体による無償化の現状について調査する方針が示されていることから、 調査結果及び今後の国の子育で・教育政策の 動向を注視していく。

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和5年 6月市議会定例会)

教育総務部 生涯学習課

質

疑

応

答

議案第52号 令和5年度川口市一般会計補正予算(第2号)

第1条第1表 歳入歳出予算補正の内

△ 歳出の部 第10款 教育費

△ 歳入の部 第16款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第8目、第10目 第23款 市債 第1項 市債 第9目

第2条第2表 継続費補正の内 1 変 更

第10款 教育費 第6項 社会教育費

仮称西川口・横曽根公民館建設事業 横曽根図書館建設事業

第4条第4表 地方債補正の内 1 変 更

社会教育施設建設事業

< 質 疑 >

(牛嶋 宏一 委員)

6項社会教育費、10目社会教育施設建設費、 14節工事請負費の、仮称西川口・横曽根公民館 | で築60年、横曽根公民館については、1980 建設事業と横曽根図書館建設事業について、公民 | 年6月建設で築43年である。 館と図書館の市としての耐用年数と、現在の築年 | また、一般的なコンクリートの建造物における 数を教えていただきたい。

(板橋 博美 委員)

仮称西川口・横曽根公民館建設事業と横曽根図 書館建設事業の工事請負費について、金額の算出 根拠を教えていただきたい。

(生涯学習課長)

西川口公民館については、1963年2月建設

耐用年数は、65年とされている。

(生涯学習課長)

建築資材については、予算要求時の令和4年8 月から令和5年1月時点で、6%上昇しており、 これまでの伸び率から発注時において、13%の 増が想定されている。これに共通費の改定を合わ

質	疑	応	 答
		せ、3年間の事業費につ	いて16%の増と算出し
		ている。	
(板橋 博美 委員)			
建設工事費においては、発	建築資材と人件費など		
の増とのことであるが、公会	共工事であるので、市		
として下請け業者まで、公平	平公正に事業が行われ		
るよう、調査指導をお願い	したい。(要望)		
(板橋 博美 委員)		(生涯学習課長)	
歳入において、教育施設	整備基金から、1,8	令和5年度末の全体の	見込み額は、約57億円
00万円を繰り入れるが、	合和5年度末の基金の	である。	
見込額は、いくらになるか。			
< 討 論 >			
なし。			
< 採 決 >			
起立者全員にて可決。			

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和5年 6月市議会定例会)

教育総務部 中央図書館

質

疑

応

答

議案第52号 令和5年度川口市一般会計補正予算(第2号)

第1条第1表 歳入歳出予算補正の内

△ 歳出の部 第10款 教育費

△ 歳入の部 第16款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第8目、第10目

第23款 市債 第1項 市債 第9目

第2条第2表 継続費補正の内 1 変 更

第10款 教育費 第6項 社会教育費

仮称西川口·横曽根公民館建設事業 横曽根図書館建設事業

第4条第4表 地方債補正の内 1 変 更

社会教育施設建設事業

< 質疑 >

(牛嶋 宏一 委員)

6項社会教育費、10目社会教育施設建設費、 横曽根図書館について、公民 14節工事請負費の、仮称西川口・横曽根公民館 で築43年である。 建設事業と横曽根図書館建設事業について、公民 館と図書館の市としての耐用年数と、現在の築年 数を教えていただきたい。

< 討論 >

なし。

< 採 決 >

起立者全員にて可決。

(中央図書館長)

横曽根図書館については、1980年8月建設で築43年である。

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和5年 6月市議会定例会)

学校教育部 学校保健課

質

疑

応

答

議案第52号 令和5年度川口市一般会計補正予算(第2号)

第1条第1表 歳入歳出予算補正の内

△ 歳出の部 第10款 教育費

△ 歳入の部 第16款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第8目、第10目

第23款 市債 第1項 市債 第9目

第2条第2表 継続費補正の内 1 変 更

第10款 教育費 第6項 社会教育費

仮称西川口・横曽根公民館建設事業 横曽根図書館建設事業

第4条第4表 地方債補正の内 1 変 更

社会教育施設建設事業

< 質疑 >

(松本 英利 委員)

7項学校保健費、1目学校保健総務費、10節 需用費の消耗品費について、換気対策のためとの | のうえ、購入してもらう予定である。配当額につ ことだが、どういった形で学校に配る予定なのか。 | いては、児童生徒数300人までの学校には1校 また、どういったものを購入することを想定して一あたり45万円、301人から500人までの学 いるのか。

(学校保健課長)

全額を学校に配当し学校で必要なものを選択 校には67万5,000円、501人以上の学校 には90万円を配当する。また、購入するものは 換気対策品として、CO2モニター、サーキュレー ター、網戸、熱中症指数計などを予定している。

質	疑	応	答	
(松本 英利 委員	1)	(学校保健課長)		
市立高校は対象ではないのか。		高等学校も対象となっているが、要求がなかっ		
		たため予算は計上していた	ZV 's	
(松本 英利 委員	1)	(学校保健課長)		
学校給食費の保護	養者負担軽減について、いつま	令和5年度1年間分の	給食費を対象としてい	
での給食費を対象としているのか。		る。小学校は1食当たり35円を180回分、中		
		学校は1食当たり45円を	と180回分、補助する	
		予定である。		
(板橋 博美 委員	1)	(学校保健課長)		
換気対策について	て、各学校への配当金の考え方	国の補助金要綱に基づく	くものである。	
は市独自のものか。	また、501人以上が90万	過去に学校から配当金の	D追加要望などはない。	
円とのことだが、戸塚西中のような生徒、教員合		この補助金は令和2年度からあり、その時点か		
わせて1,000人近い規模の学校などでは、9		ら学校規模の考え方に変更はない。		
0万円という上限	では対応が十分に取れないの			
ではないかという心	酒 があるが如何か。			
(板橋 博美 委員		(学校保健課長)		
学校から要望があ	られば、市として対応するとい	現時点では予算を定めて	ているので、直ぐに対応	
う理解でいいのか。		することは困難である。今後は学校の声を参考に		
		して取り組んでいく。		

質	疑	応	答	
(江袋 正敬 副委員長)		(学校保健課長)		
学校から要望があれば、追加で予算をつけると		この予算での対応は困難である。これ以外にも		
いうことか。		学校に配当している予算があり、学校と調整を図		
		りどのような対応を取っていくかということを		
		考えるという意味である。		
< 討 論 >				
なし。				
< 採 決 >				
起立者全員にて可決。				